

平成29年第7回北上市教育委員会定例会

1 日 時 平成29年5月23日（火） 10時00分

2 場 所 北上市役所5階第1会議室

3 議事日程 別紙

4 会議に出席した委員

小 原 善 則
薄 衣 景 子
高 橋 善 郎
高 橋 きぬ代
照 井 渉

5 説明のため出席した職員

【 教 育 部 】

| | |
|------------|---------|
| 教 育 部 長 | 高 橋 謙 輔 |
| 総 務 課 長 | 菅 野 和 之 |
| 学校教育課長 | 高 橋 亨 |
| 子育て支援課長 | 高 橋 博 信 |
| 文化財課長 | 高 橋 博 |
| 学校給食センター所長 | 千 田 研 洋 |
| 鬼の館館長 | 島 津 秀 仁 |
| 中央図書館長 | 高 橋 景 子 |

【まちづくり部】

| | |
|------------|---------|
| 生涯学習文化課長 | 八重樫 信 治 |
| スポーツ推進課長補佐 | 平 野 大 介 |

6 議事の概要

教育長の事務報告後、議事が行なわれ、付議された次の協議8件が原案のとおり可決、承認された。

協議第13号 いじめ問題対策連絡協議会委員の任命について

協議第14号 北上市児童生徒就学援助費支給規則の一部を改正する規則につ

いて

協議第15号 北上市母子家庭及び父子家庭自立支援給付金規則の一部を改正する規則について

協議第16号 北上市学童保育所運営費補助金交付要綱の一部を改正する告示について

協議第17号 北上市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を改正する告示について

協議第18号 北上市私立保育園運営費補助金交付要綱の一部を改正する告示について

協議第19号 北上市私立認定こども園運営費補助金交付要綱の一部を改正する告示について

協議第20号 北上総合運動公園体育施設条例の一部を改正する条例について

以下、会議の概要は次のとおりでした。

(開会 10時00分)

教 育 長 　　ただいまから平成29年度第7回北上市教育委員会定例会を開催いたします。

　　ただいまの出席者は5人であります。

　　定足数に達しておりますので、会議は成立いたしております。

　　日程第1、会期の決定を行います。

　　今定例会の会期は本日1日といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

教 育 長 　　異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

　　次に、日程第2、教育長事務報告に入ります。

教 育 長 　　それでは、教育長の事務報告を行います。

　　資料は、定例会日程の次のページをご覧ください。

　　今定例会では、5月18日（木）、19日（金）全国都市教育長協議会定期総会並びに研究大会奈良大会について、報告いたします。

　　5月18日（木）、19日（金）奈良県奈良市において開催されました第69回全国都市教育長協議会定期総会並びに研究大会に参加してまいりました。この定期総会・研究大会は、全国8ブロックにわけて巡回して、毎年、開催されているものであり、今年度は近畿ブロック開催で、奈良県が担当しました。

　　政令指定都市を除く全国800都市が会員となっている組織で、岩手県内からは14都市の会員のうち、宮古市と釜石市を除く、12市の教育長が参加しました。研究大会では、文部科学省からの行政説明があり、最初に、平成29年度の国が予算措置した各種事業についての解説がありました。

　　主な国の事業計画については、マスコミ報道や通知文書などを常にチェックしながら進めてきているところですが、都道府県レベルでの事業と市町村段階での事業の区分けが一括で紹介されていることも多く、初めて知る事業もありました。

　　また、国の補助事業で、国と県と市町村がそれぞれ三分の一負担する事業では、あらかじめ市町村の財政当局、県教育委員会、文部科学省との事前協議を十分に進めながら、事業採択に応募する手立てが必要となりますので、県教育委員会との連携

が何よりも重要であると思いました。文部科学省からの行政説明では、このほかに平成 29 年 3 月末に交付されました新しい学習指導要領に関わって、幼稚園教育要領、小中学校学習指導要領改訂のポイントについて解説がありました。

なかでも、各学校におけるカリキュラム・マネジメントの確立が強調されておりましたが、現在、北上市教育委員会では、このカリキュラムマネジメントについては、学習指導要領の改訂の重要ポイントと考えており、今般の学習指導要領改訂に深く関わっておられた天笠茂千葉大学教授が、北上市にお越しになられて講話をなさるとの情報を捉え、市内小中学校に対して情報を提供しましたところ、20 名を超える先生方が、ぜひ、特別聴講したいとの申し出があり、実現できる見通しとなっております。

成果を期待しているところであります。

全国都市教育長協議会では、研究テーマに沿った分科会もあり、私は、地域の教育力や市民力、まちづくりについての課題を持って、生涯学習分科会に参加してまいりました。

その中で、富山県富山市と大阪府伊丹市の市立図書館の運営について、たいへん興味を持ってお聞きしました。

施設は、最近、竣工したばかりのたいへん立派なものでしたが、何よりも市の直営施設であることを基本に、運営の主体は市民の読書活動の活性化、子ども達の読書推進、そして市民のまちづくり参画を願う多くの市民グループであったことがたいへん興味・関心を持ちました。市民を組織できるマネジメント力がとても高い教育委員会のスタッフの素晴らしさに感心いたしました。

なお、昨年度もお知らせいたしました平成 30 年度の全国都市教育長協議会総会・研究大会は、東北ブロックが担当となり、順番的に岩手県が開催県となります。

県内調整の結果、一関市開催でまとまりました。

一関市教育長からは、閉会行事において、東北、岩手の紹介があり、来年度の開催案内がありました。

歓迎のアトラクションには、鬼剣舞を披露したいとのお話があり、北上翔南高校の鬼剣舞部を招聘する予定で進められております。

以上であります。

教 育 長 ただいまの報告について、御質問がございましたならお願い致します。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

教 育 長 それでは日程第3、協議に入ります。
初めに、協議第13号「いじめ問題対策連絡協議会委員の任命について」を協議題といたします。
協議案の朗読を省略して直ちに協議理由の説明を求めます。
学校教育課長

学校教育課長 ただいま上程になりました協議第13号「北上市いじめ問題対策連絡協議会委員の任命について」、協議の理由を申し上げます。
いじめの防止等の対策を推進するため、北上市いじめ問題対策連絡協議会等条例に基づき北上市いじめ問題対策連絡協議会を設置しておりますが、8人の委員の任期満了に伴い、6人を人事異動等により新たに、2人を引き続き任命しようとするものであります。
任期は、平成29年6月1日から平成30年5月31日までとするものであります。
いずれも経験、識見ともに適任と確信するものであります。
以上、よろしく御審議の上、原案のとおり承認を賜りますようお願い申し上げます。

教 育 長 ただいま提案されました協議第13号について、御質問等がありましたならばお願いします。

高橋（善）委員 継続の委員2名を教えてください。

学校教育課長 資料一覧表の3番目澤田^{いくお}育生委員とその2つ下の佐藤繁樹委員です。

教 育 長 そのほか、御質問ございますか。
（「なし」と呼ぶ者あり。）

教 育 長 では、協議第13号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

教 育 長 御異議なしと認めます。

次に、協議第14号「北上市児童生徒就学援助費支給規則の一部を改正する規則について」を協議題といたします。

協議案の朗読を省略して直ちに協議理由の説明を求めます。
学校教育課長

学校教育課長 ただいま上程になりました協議第14号「北上市児童生徒就学援助費支給規則の一部を改正する規則について」、協議理由を申し上げます。

経済的な理由により就学困難な児童・生徒の保護者に対し学用品や給食費等の援助を行う就学援助事業について、国の補助金交付要綱の単価に準拠し改正しようとするものであります。

その内容であります。新入学児童生徒学用品費の支給額小学校20,470円、中学校23,550円を、小学校40,600円、中学校47,400円にそれぞれ増額するものであります。

よろしく御協議賜りますようお願い申し上げます。

教 育 長 御質問ございますか。

教 育 長 補足の説明はありますか。

学校教育課長 今回は支給額の変更のみを協議いただいておりますが、国の増額改正の背景として、現在の支給額が実際に必要となる額に対して充分ではないことから、生活保護の入学準備金と同額になるように改正されたものです。

また、国の補助金交付要綱でもう一点改正があり、新入学児童生徒学用品を4月以降の支給ではなく、入学前に支給することが可能となりました。このことについては、他市の状況、認定時期、学校と連携して制度設計をし、9月、または12月に規則改正をしたいと考えています。

教 育 長 補足の説明をしていただきました。

教 育 長 ご質問を受けたいと思います。

高橋（善）委員 9月または12月に規則を改正するとのお話でしたが、実際には次年度から適用されるのでしょうか。

学校教育課長 今年度の入学生から、この金額は増額して支給したいと考えております。今年度の入学生については7月末、1学期末にこの金額で支給します。合わせて、補足で説明した前倒しの支給についても、今年度の9月または12月に規則改正をして、来年度の入学生を2月とか3月に支給できるように考えています。

教 育 長 そのほか、ご質問ございますか。

高橋（善）委員 4月の入学前に支給するということですが、入学前にいろいろと用立てする必要があるのもので、そのために4月以前に支給も可能ですということですね。

学校教育課長 そうです。

教 育 長 そのほか、質問ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

教 育 長 それでは、協議第14号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

教 育 長 御異議なしと認めます。

次に、協議第15号「北上市母子家庭及び父子家庭自立支援給付金規則の一部を改正する規則について」を協議題といたします。

協議案の朗読を省略して直ちに協議理由の説明を求めます。
子育て支援課長

子育て支援課長 ただいま上程になりました協議第15号「北上市母子家庭及び父子家庭自立支援給付金規則の一部を改正する規則について」、

協議理由を申し上げます。

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令の一部改正に伴い、ひとり親家庭の保護者の就業を支援する自立支援給付金について、支給対象者の要件が変更になったため、所要の改正をしようとするものであります。

従来 of 支給対象者は、雇用保険の教育訓練給付金を受けられない者となっておりますが、今般の制度改正により、当該給付金を受けている者について、教育訓練給付金と当該自立支援給付金との差額を支給できることから、申請書の様式の一部を改正しようとするものであります。

施行日は、公布の日からとするものであります。

以上、よろしく御協議賜われますようお願い申し上げます。

教 育 長 ただいま提出されました協議第15号について、御質問等がありましたならば、お願いします。

教 育 長 補足の説明ありますか。

子育て支援課長 今回の改正では、雇用保険の教育訓練給付金を受けられない者だけが、こちらの自立支援給付金を受けられる内容になっていましたが、雇用保険の教育訓練給付金受けていても、受給できる内容であると説明させていただきました。

その金額については、雇用保険の教育訓練給付金は、講座の20%の費用で10万円が上限になっていました。

市の自立支援給付金は、6割が支給対象で上限が20万円となっております。この差額が生じた場合に、自立支援給付金として給付を受けることができる、となったものです。

教 育 長 説明ありがとうございます。

教 育 長 委員の皆さんから御質問を受けたいと思います。

高橋(き)委員 この協議理由にありますように、国の改正があったので市の方も改正したとのことでしょうか。

子育て支援課長 はい、国の改正に伴っての改正となります。

は紹介できませんが、項目だけで申し上げますと「針灸師」など、資格を取るところなどがあります。

一旦、まず申請していただいて（児童扶養手当を受けられている方が対象）、自立支援の相談を受けながら、ご相談をさせていただいているという内容です。以上です。

教 育 長 はい、そのほかございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

教 育 長 では、協議第15号について、原案のとおりに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

教 育 長 御異議なしと認めます。

次に、協議第16号「北上市学童保育所運営費補助金交付要綱の一部を改正する告示について」を協議題といたします。

協議案の朗読を省略して直ちに協議理由の説明を求めます。
子育て支援課長

子育て支援課長 ただいま上程になりました協議第16号「北上市学童保育所運営費補助金交付要綱の一部を改正する告示について」、協議理由を申し上げます。

北上市学童保育所運営費補助金は、国の放課後児童健全育成事業の委託費と併せて、均衡の図られた支援となるよう調整して各学童保育所を運営している父母会等の事業者に対して交付しておりますが、当該事業の委託費の交付基準が改定されたことに伴い、委託費が拡充することから、当該補助金の基準を改正しようとするものであります。

主な改正の内容であります。補助金のうち事務・事業費分及び児童割分について、交付対象を1つの学童保育所ごととしていたものを、児童数70人以上の支援の単位、いわゆる1クラブで70人以上を運営している父母会等の事業者とするものであります。

なお、この告示は、告示の日から施行し、平成29年度分の補助金から適用するものであります。

以上、よろしく御協議の上、承認賜わりますようお願い申し上げます。

教 育 長 ただいま提出されました協議第16号について御質問ございますか。

教 育 長 補足の説明ございますか。

子育て支援課長 委員の皆さんにお配りさせていただいたA3の「北上市学童保育所運営費補助金の見直しについて」という資料をご覧くださいと思います。

先ほどの協議理由でも申し上げましたが、今回は、支援の対象を児童70人以上の支援ということで、改正の内容になっています。この経緯を申し上げますと、国の「放課後健全育成事業」に先立ちまして、市では独自に「学童保育所運営費補助金」として、学童の運営などの支援をしてまいりました。当市の補助金と同様になっている国の「放課後児童健全育成事業費」(現在、委託費の原資になっているもの)、こちらが拡充されたことに伴い、その分、市の補助金を減額しようという内容です。

2番の「改正の内容」をご覧くださいと思います。①事務・事業費分、これまで各事業所、学童保育所の入所者に対して50万円を支給していたのですが、こちら70人以上に対して50万円。②児童・クラブごとの入所児童数が70人以上の場合に、一人当たり5,000円。69人以下の児童の事業所には支給しないということです。その他、学童保育所に対しては、3番の母子家庭の保育料減免ですとか、施設を借り上げている部分については引き続き、これまでと同じ金額を交付するものです。

「70人以上」に交付するとした理由の1つですが、お配りした資料の右上のグラフをご覧ください。これは、下の線が昨年度の国の委託費、上の線が29年度の国の委託費です。この表の左端の1人～19人までは806,000円、国の委託費になっているものです。このまま、右肩上がりになっていますが、左の真ん中、70人あたりのところをご覧ください。70人を境に、昨年度と国の委託費が同額となっています。今回の見直しにより、減額するとこの70人を越えた部分の事業所については、平成28年度よりも運営費の支援が少なくなるという部分を考慮し、「70人以上の児童数」ということで規定させていただいたということです。

更に、その下の「委託費の比較」。こちら左側が昨年度、少し薄い色の線が29年度の試算です。いずれの学童保育所につきましても、減額になっているところがないことがお判り頂けると思います。補助金が減額になっても、国の委託費の方が多く拡大しておりまして、学童保育所ごとでは減額になるところはありませんということ、こちらの表でご説明したいと思いましたが、補足の説明が長くなりましたが、以上です。

教 育 長 はい、それではご質問を受けたいと思います。確認事項でも結構でございますので、どうぞ委員の皆さんにはご質問をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

高橋(き)委員 国の委託費が上がったということで、国の方から補助が来るということですが、北上市としてそれに関しては、市から出る部分は、全体として減額になるということですか。

子育て支援課長 ご質問の通り、国の委託費が拡大し、その分、市の補助金を減額するということです。国の補助金がまいりまして、市の方はこれまで交付していた分を国の補助金の方に移行する形になります。国の補助金では28,533,000円委託費が増加し、市の方では11,530,000円減額になります。この差が17,000,000円ということで、国の方の補助金委託費の方に経営補助金を活用しながら、引き続き同額補助を交付させていただくという内容です。以上です。

教 育 長 そのほかございませんか。

高橋(き)委員 放課後児童健全育成事業は、学童保育もこの健全育成事業に入るということで、今、この学童保育を中心に話をしていると思いますが、放課後児童健全育成事業というのは、学童だけではありません。ほかにも、西小でしているものとか、また、そのような事業については対象ではないのですか。

子育て支援課長 今回のこの学童保育の健全育成事業費というのは、学童保育所の運営と、そこで働く職員の方々の処遇改善、そういうものを目的とした委託費になっています。学童保育所を運営している方々に対しての委託の部分ということになりますし、これ以

外には、事業部分が対象になっています。

教 育 長 では、生涯学習文化課長さんから。

生涯学習文化課長 今、委員がおっしゃられたのは「放課後子ども教室」。黒沢尻西地区と飯豊地区と黒岩地区の3カ所で行われておりまして、それは地区で、地区の人たちが子どもの安全・放課後の安全を見守るという意味で交流センター、あるいは、学校の空き教室を開放して行なっているものです。児童生徒の父兄さんが運営の主体となって運営している学童保育所とはまた別の運営形態になっていますので、この補助金の対象にはなりません。

教育長 「放課後子ども教室」ですね。いろいろと名前があって、少し錯綜しているのだと思いますが…。目的が土曜日等の放課後の居場所づくりから始まった事業。それから、学校が引けた後にお父さんお母さんが面倒をみる環境がないという2つの事業が混同されているかと思います。

はい、そのほかご質問ありませんか。

薄衣委員 A3用紙の右下のグラフですが、「放課後児童クラブごとの委託年度比較」とありますが、例えば、この中で1番委託費の多い「おひさまクラブ1」「わがの子クラブ」、このあたりの児童クラブというのは何人くらいで運営されているのでしょうか。

子育て支援課長 江釣子学童保育所で開設しているクラブの1つで、「ひまわりクラブ」は52名。「おひさまクラブ」は約40名。「おひさまクラブ2」は40名。だいたい同じくらいの40名になっています。国の基準がこの40名位になっていまして、その基準を満たす人数になっています。それから、「第1わがの子クラブ」については、「第2わがの子クラブ」と一緒に和賀東学童保育所で運営しているクラブです。それぞれの学童保育所ですが、「第1わがの子クラブ」が45名、「第2わがの子クラブ」が38名ということです。年度途中でも人数の変動はありますが、だいたい40名前後で運営していると思います。

教育長 そのほかございませんか。

高橋（善）委員　　ここ数年のデータを基に算出をして、最終的に国や市の委託料を減らすなど、補助金で運営が豊かになるように配慮されて大変良かったと思っています。逆にこの新しい制度で、以前より少なくなってくるのが想定されている人数とか、そういうものは、どの辺のボーダーラインで算出というものはあるのでしょうか。

子育て支援課長　　人数で、補助金が国などの支援の対象から外れたり、低くなったりしてしまう人数の規模があるかということですが、現在、国の方の傾向を先ほどの表でご覧いただきますと、1名～19名、こちらが基準より少ない人数ですが、80万円ほど多くなっています。小規模の学童保育所に対して、現在手厚くしようという内容になっていまして、昨年度よりも大きく上昇しているものです。中盤の山並みになっているところが、40名を境に最高額になっていますが、国の基準が40名標準を想定していて、そのままです。ただし、だいぶ大きな人数については、先ほどご説明しました71名以降、70人を超えますと国の拡充が全くないという状況です。大規模になれば、その割合は少なくなるという傾向が続いています。そういう事もあり、当市の独自の補助金は、70人の方も支援額が他の人数の規模と遜色のない形で均衡を取りたいという考えで、70人以上の分の補助金を引き続き交付するという内容です。以上です。

教育長　　よろしいですか。

高橋（き）委員　　学童保育70名を越えた場合には、2つに分けなければならないという規則があったような気がするのですが、それはどのようなになっているのでしょうか。

子育て支援課長　　規模は、70名を超えると交付の基準にも該当しないということは、やはり、その規模は40名を標準としているということがあると思います。現在、70名を超えているクラブは全部で4クラブほどありました。特に、二子の学童保育所については1カ所、「どんぐりクラブ」というクラブを二子学童保育所では運営しています。こちらの人数が70人を超えていますが、昨年、一昨年から基準が多くなっているので、先生の数を増やして、分教室という形で、ということでした。施設の規模的には分けら

教育長 御質問ございますか。
補足の説明はいかがですか。

子育て支援課長 改正のポイントにつきまして、若干詳しく、金額も含めて、ご説明させていただきたいと思えます。
今回の改正の部分ですが、大きく2つに分かれています。
1つは、市町村民税の非課税世帯の第2子の無償化。これまでは、第3子は無償でしたが、第2子も無償になるという内容です。もう1つは、市町村民税所得割額が77,100円以下の保護者の負担を軽減するという事です。いわゆる補助金の拡充です。その中で、77,100円以下の世帯では2つの種類があり、1つは、ひとり親の世帯の第1子。こちらは、今回の改正で第1子につきましては、非課税世帯の第1子と同額の補助金にしようというものです。このひとり親世帯の第2子、第3子は、これまでの上限額いっぱいということで、無償になります。もう1つの77,100円以下の世帯のひとり親世帯ではない、また、それに当てはまらない世帯の第1子・第2子につきましては、それぞれ、第1子の保護者の負担額は22,200円減、「第2子の保護者負担額も11,000円減ということで、ひとり親世帯以外の世帯の第1子・第2子の軽減も図ったということです。全部で、改正になる部分は4つの区分で、今回は補助金を拡大しようという内容になっています。以上です。

教育長 はい、ご質問を受けたいと思えます。

教育長 他市との比較については何か情報等ありますか。

子育て支援課長 他市も、国のこの基準に沿った形で、補助金を交付して軽減を図っているということです。市と同様の手当だと聞いております。以上です。

教育長 皆さんからご質問等ございませぬか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり。)

それでは、協議第17号について、原案のとおりにおりに御異議ございませぬか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

教育長 御異議なしと認めます。

次に、協議第18号「北上市私立保育園運営費補助金交付要綱の一部を改正する告示について」、並びに協議第19号「北上市私立認定こども園運営費補助金交付要綱の一部を改正する告示について」は、関連がありますので一括して協議題と致します。

協議案の朗読を省略して、直ちに協議理由の説明を求めます。
子育て支援課長

子育て支援課長 ただいま上程になりました協議第18号「北上市私立保育園運営費補助金交付要綱の一部を改正する告示」及び協議第19号「北上市私立認定こども園運営費補助金交付要綱の一部を改正する告示について」、協議理由を申し上げます。

子ども・子育て支援新制度の実施により、職員の処遇改善経費の加算など、保育園等への運営に係る支援が拡大していることから、当該補助金の算定基準を改正しようとするものであります。

主な改正の内容であります。補助金の事務・事業費分の基礎単価の引き下げをするものであります。

なお、この告示は、告示の日から施行し、平成29年度分の補助金から適用するものであります。

以上、よろしく御協議の上、承認賜われますようお願い申し上げます。

教育長 協議第18号並びに協議第19号について、御質問ございますか。

教育長 補足の説明をしていただけますか。

子育て支援課長 これまで、市では私立保育園・認定こども園の円滑な運営を支援することを目的として、運営費補助金を交付してきました。この補助金は、人件費充当分として主に補助してきたものですが、「子ども・子育て新制度」に伴いまして、保育園などへの委託単価が増額されたこと、処遇改善の費用が算定されるようになったことから、これまでの市の補助金と同様の制度が、国の方にも拡充されたという背景があります。平成29年度、国の方では処遇改善加算ということで、公定価格に2%分上乗せする

ということになりましたので、その分を減額するということです。国の増えた分を、市の方の補助金から減額する内容になっています。

皆様にお配りしましたA4横の「平成29年度私立保育園運営費補助金積算」という資料をご覧いただきたいと思います。左上の欄に「平成28年度事務・事業費分」ということで、こちらが昨年度の補助金の積算をしたものです。平成28年度事業費分（飯豊保育園を除く）は、19,830,000円で、これまで市の方で補助金を交付していたものです。右の方の欄、今回の改正では、「平成29年の事務・事業費分」ということで、基礎単価2割減と記載させていただいています。この基礎単価をそれぞれ2割減…20%減額させていただく案になっています。これにより、先ほどの補助金の額（飯豊保育園除き）が16,051,200円。すぐ右の欄をご覧いただくと、マイナス3,778,800円、こちらが市の補助金の減額になる部分です。さらに右の欄「平成29年処遇改善加算」、先ほど国の方で拡充したと説明させていただいた額です。下の欄にいくと、13,920,480円、こちらが国の拡充した部分になります。財源ですが、このうち4分の1が市の負担になっています。こちらの表の左の欄外（ゴシック体で書かれた欄）、「平成29年処遇改善加算（2%減）」というのは、先ほどの表の右端の数字で13,920,480円。そのうち、市の負担分がこれの4分の1で、3,480,120円。先ほど、平成28年と平成29年度のこちらの差額計算と同等の金額ということになり、上がった分を減額させていただくということです。これまでと同等の支援を引き続き継続して行われるという積算になっています。以上です。

教育長

第18号、第19号についてご質問ありませんか。
よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

では、協議第18号及び協議第19号について、原案のとおり
に御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

御異議なしと認めます。

次に、協議第20号「北上総合運動公園体育施設条例の一部を改正する条例について」を協議題といたします。

協議案の朗読を省略して直ちに協議理由の説明を求めます。

スポーツ推進課長補佐

スポーツ推進課長補佐

スポーツ推進課長代理出席のスポーツ推進課長補佐です。ただいま上程になりました協議第20号「北上総合運動公園体育施設条例の一部を改正する条例について」、提案の理由を申し上げます。

北上総合運動公園第2運動場であります。昨年度開催された希望郷いわて国体において、「おもてなし広場」として長期間に渡りテントを設置した状態で利用されたため、天然芝が枯渇し張替えが必要となったことから、今後は天候や利用時間に制限されない、人工芝グラウンドとして改修することとし、改修後の施設使用料について改定しようとするものであります。

なお、工事完了予定は7月末であります。条例改正を6月通常議会に提案し、7月及び8月の2ヵ月間を周知期間として、9月1日から供用開始をしようとするものであります。

以上、よろしく御協議の上、承認賜われますようお願い申し上げます。

教 育 長

ただいま、提出されました協議第20号について御質問等がありましたらお願いします。

補足の説明ございますか。

スポーツ推進課長補佐

条文の次のページ添付の横長の資料をご覧ください。

料金設定の考え方です。背景については、先ほど提案理由でご説明しましたので割愛させていただきます。

2番の「料金設定の考え方」。昨年度、和賀川グリーンパークのテニスコートに照明設備を整備しました。また、県から施設の移管があり、使用料の設定も致しました。その時の考え方に基つき、受益者負担の観点から施設の整備費や管理コスト等を考慮し、また、近隣自治体との同様施設の料金とのバランスも考慮した上で設定をしています。

減価償却・管理にかかる費用、これらを足した合計を改修後に想定される利用回数・利用時間数とで割り、1時間当たりの受益者負担想定額を算出しています。なお、受益者負担は、先

ほどの整備と管理コストがかかると言いましたが、その50%を負担していただくことで考えています。

減価償却については、通常、人工芝グラウンドは平均すると、通常15年くらいで張り替えが必要になります。どうしても、人工の構造物ですので、年々劣化してしまいます。20年もつという例もありますが、だいたい15年程度で張り替えが必要になるというデータから、15年で耐用年数を考えています。それから、その1年あたりの減価償却に、1年あたりの管理コストを出しました。そして、利用回数については、平成23年～平成27年の平均利用回数月7.7回程度。この27年度までは天然芝のグラウンドでしたので、管理上週2回、1日あたりの利用時間を4時間と制限をして芝の管理をしてまいりました。これが、整備後には人工芝になると、毎日、それから、時間制限なく使えることになります。利用回数については、週2回～7回まで利用が可能になりますので、3.5倍を想定しています。利用時間については、時間制限なしと言いましても、一般的な利用であれば、平日、放課後2時間くらい、休日は一般の利用も含めて8時間くらいの利用を想定しています。照明設備がないので、せいぜいこのくらいだろうと想定しています。これらを、減価償却・管理費等を時間数で割りますと、左側の1番下の「受益者負担」というところ、耐用年数15年だと1時間あたり3,089円という計算になりました。

続いて、3番の「新料金」はどの程度になるのかというと、どちらも1時間あたりですが、一般の料金を3,000円、高校生以下を1,500円という設定にいたしました。今回、新たにグラウンドの半面使用、これは小学生のサッカー・ラグビー、共にグラウンドの半分があれば公式戦も出来るということですので、半面利用も需要があるのではないかと、利用しやすくなるのではないかとということで、半面利用を設定しました。単純に全面使用の半分の額、一般であれば1,500円、高校生以下であれば750円と設定しています。

また、「県内他市の状況」、近隣自治体の施設料金は、このような状況になっています。

お隣の花巻市「スポーツキャンプむら」に人工芝グラウンドがありますが、一般3,400円、高校生以下1,700円となっています。一関サッカー・ラグビー場ですが、こちらは当市の案と同様、3,000円と1,500円となっています。一番下の遠野市民サッ

カー場については、同じ人工芝のグラウンドという接点はありますが、「サッカーのまち」ということで、市の方でかなり力を入れていて低額の料金設定になっています。これは、全国的に見てもかなり安い額となっています。

今後のスケジュールについてですが、7月末の完成で、8月に「こけら落とし」事業の実施を予定しています。

なお、減免規定等については変更するものではありませんので、市内の小学生の教育活動、スポーツ少年団の活動については全額免除という規定となりますし、市内の高校生のクラブ活動については、この案の半額の設定となります。以上です。

教 育 長 補足の説明までしていただきました。

委員の皆さんからのご質問を受けたいと思います。いかがでしょうか。

薄衣委員 「新料金」のところで、半面使用というのを設定されたということで、小学生のサッカー・ラグビー等に使用されることが考えられるというお話でしたが、その料金表の中に「高校生以下」とあるのですが、中学生も半面を利用した利用方法はあるのでしょうか。

教育長 減免と合わせて、もう一度紹介をしてください。

スポーツ推進課長補佐 高校生以下の半面の利用については、あくまでも想定ですが、例えば人数が少ない時、あるいは、市内の2つの団体が同じ日に使いたいとなった場合に話し合いで折り合えば…というような時などに、料金設定をこのようにしていれば利用しやすくなるのではないかと。一般の場合だと、練習日を設定してもどうしても人数が集まらなくて、半分あれば十分だという場合もありますし。

減免については、特に変更なしということなので、中学生・小学生・クラブ活動・スポーツ少年団については全額免除です。市内の高校のクラブ活動については、この料金の更に半額ということになります。以上です。

教 育 長 はい、そのほかございますか。

高橋（善）委員 4番の県内他市の状況の中で、花巻の「スポーツキャンプむら」は人工芝、そのほかの一関・釜石・盛岡もこれはすべて人工芝ということによろしいでしょうか。

スポーツ推進課長補佐 はい、すべて人工芝です。

高橋（善）委員 と、いう事は県内すべての人工芝のグラウンドの料金と比較して、決して高いわけではないということですよ。

スポーツ推進課長補佐 はい、高くないと思います。

実は紫波のオガールの中にも1面あるのですが、こちらの方は1時間7,000円～8,000円の料金設定になっています。

あとは、例えばサッカーをやる時に、1時間1,500円だとしても、サッカーはまず1チーム11人です。2チーム集まると22人。1人当たりに換算しても1時間数百円程度ということで、適当な料金だと思います。

教育長 はい、そのほかございますか。

高橋（き）委員 質問ですが、背景の中に国体の「おもてなし広場」として利用したために枯渇とありました。これは、「おもてなし広場」を何ヵ月か継続するということから、芝の枯渇は想定されていたのですか。

それと人工芝グラウンドは、予め考えていたのではないかと考えましたが、その辺のところはどうなのでしょう。

スポーツ推進課長補佐 「おもてなし広場」ですが、「歩きやすいように全面にシートを敷いて欲しい」ということで、当初から計画がありました。当然、「芝生はダメになるだろう」と業者からはアドバイスをいただいていた。全面改修が必要になるということで、天然芝に戻すことも考えていましたが、県内の4号線沿いの市の中で人工芝グラウンドがないのは北上市だけでした。

ラグビー・サッカーの競技団体からも、11月以降グラウンドが渇きづらいと言われていました。そのため、市内の高校生は遠征費（自己負担を含めて）をかけて一関・釜石・宮城の方まで行っていますということでした。

要望書という形ではありませんでしたが、そのような要望は

ありました。そこで、この機会に人工芝グラウンドにしようということになりました。

高橋(き)委員

と、いうことは、そういう状況からも、人工芝にした方がいいのではないかという考えがあって、こうなると捉えてよろしいのですね。

それから、遠野の市民サッカーが特色を出すために、540円という低価格で抑えています。北上市も、他から比べれば3,000円ということで低価格に抑えています。ラグビーも少し考えていると思いますので、その辺も特色を出しながら、更に宣伝をしながら振興できるようにしていけばいいと思いました。

スポーツ推進課長補佐

ありがとうございます。

やはり、施設使用料が安いと大学生の合宿にも注目されます。特に、大学のサッカーの場合は、公式戦の大部分が人工芝で行われるということで、合宿を誘致する時に、「人工芝グラウンドはありますか」と、必ず聞かれるような状況です。ご意見いただいたチームも活用してくれると思います。以上です。

教育長

そのほか、よろしいですか。

照井委員

人工芝にするということで、その後の使用方法についてですが、通常のラグビー・サッカーとかスポーツでの使用のほかに、それこそ去年の国体の「おもてなし広場」や、スポーツ以外の使用法…過去の例で言うと確か、「黒べこフェスティバル」もあそこで開催したような気がします。そういうイベントごとは基本的に、もうそこではやらないという考えでよろしいですか。

スポーツ推進課長補佐

当然、こちらとしましても、たくさんの市民の方に利用していただきたいという気持ちがあります。必ずしも、サッカー・ラグビーに限った使い方だけでなくともいいとは思いますが、今、おっしゃったように、黒べこフェスティバルのようなイベントとか、火気を使うお店については制限させていただきたいと思っています。

そのほか、人工芝の中にゴムチップを詰めてかなり柔らかさを出しているのですが、安全性を保つために、その柔らかさが無くなってしまふような競技や使い方についても制限させてい

ただき、安全第一を考えていきたいと思っています。

教育長 よろしいですか。

では、最後に私の方からですが、照明、ナイター設備の計画はあるのですか。

スポーツ推進課長補佐 私も、希望はありますが、今のところはまだありません。まずは、グラウンドをつくるということです。

教育長 では、協議第20号について、原案のとおりに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

御異議なしと認めます。

以上で本日の会議を閉じさせていただきます。

(閉会 12時21分)